

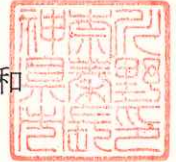
FNo.5・3・0(甲)

令和6年1月29日

秦野市廃棄物対策審議会

会長 原 田 一 郎 様

秦野市長 高 橋 昌 和



プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について(諮問)

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を実施することが市町村の努力義務とされました。

また、本市においては、令和6年4月から、はだのクリーンセンター1施設での焼却体制に移行することにより、その安定的な稼働が求められています。

そこで、法の趣旨及び本市の現状を鑑み、資源物の分別及び可燃ごみの減量を図るとともに、市民の利便性を向上させるため、プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について、貴審議会の御意見を伺いたく諮問いたします。